

街灯の故障によって視認性が悪くなっていた交差点において、自動車が中央分離帯に乗り上げて損傷し、国家賠償法2条1項に基づき損害賠償請求がなされた事例

(令和3年1月22日神戸地方裁判所第6民事部判決)

国土交通省 道路局 道路交通管理課

主 文

- 1 被告は、原告に対し、19万1906円及びこれに対する平成30年10月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを10分し、その3を被告の、その余を原告の各負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、64万1023円及びこれに対する平成30年10月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、中央分離帯に乗り上げる事故を起こした原告が、当該事故は、被告による道路の設置・管理の瑕疵によるものであると主張して、被告に対し、国家賠償法2条1項に基づき、損害金64万1023円（修理費58万3023円、弁護士費用5万8000円）及び遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがない事実、後掲証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、自家用普通乗用自動車（以下「本件車両」という。）の実質的所有者であり、後記本件

事故の際、本件車両を運転していた者である。

イ 被告は、原告車両が乗り上げた中央分離帯（以下「本件中央分離帯」という。）を設置・管理していた地方公共団体である。

(2) 下記交通事故（以下「本件事故」という。）が発生した。なお、以下、本件事故の発生場所である交差点を「本件交差点」という。

ア 発生日時 平成 30 年 10 月 5 日午後 7 時 0 分ころ

イ 発生場所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

ウ 関係者甲 原告運転の本件車両

エ 関係者乙 被告（A 課）管理の本件中央分離帯

オ 事故類型 車両単独衝突

(3) 本件交差点について

ア 本件交差点は、幅約 3.3m ～ 3.4m の車道（路側帯を含まない。以下同じ。）が幅約 1.8m の中央分離帯で分離された南北の道路（以下「南北道路」という。）と西側部分は幅約 2.8m の 2 車線の車道であり東側部分は幅約 4.8m の 1 車線の車道である東西の道路（以下「東西道路」という。）が十字に交差する、信号機による交通整理の行われている交差点である。

イ 本件中央分離帯は、東西道路の路側帯の南端の線を本件交差点内に延長した線を基準として、その線から約 6.8m 南方に位置している。本件中央分離帯には、反射板や反射材を巻き付けたラバーポスト（以下「反射板等」という。）が設置されていなかった。

ウ 本件事故当時、本件交差点の北東角付近には街灯が存在していたが、故障のために点灯していなかった（以下、故障のため点灯していなかった当該街灯を「本件街灯」という。）。

(4) 原告は、平成 30 年 12 月 17 日午後 6 時頃、被告の担当者 2 名とともに、本件交差点において本件事故の再現実験（以下「本件再現実験」という。）を実施した。

(5) 本件車両は、本件事故により、58 万 3023 円の修理費用を要する損傷を受けた。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本件交差点及び本件中央分離帯の設置・管理に瑕疵があるか（争点（1））

（原告の主張）

以下のとおり、本件交差点及び本件中央分離帯の設置・管理には瑕疵がある。

ア 本件事故当時、本件交差点の北東端に設置されていた本件街灯は故障しており、後記のとおり、本件交差点付近には他に光源となるものがなかったから、本件交差点内は暗く本件中央分離帯の視認性を悪くしていた。

イ 本件交差点の北東端は駐車場であり、同北西端の○○病院は東西道路を東に 10 数 m 奥まったところにあり、同南東端のマンションは取り壊し中であり、同南西端のマンションは大規模修繕のために黒い防護シートに覆われていたから、いずれも本件交差点への光源となっていなかった。

ウ 上記ア、イのとおり、本件交差点内が暗く視認性が悪かったことに加えて、本件中央分離帯が前提事実（3）イのとおり奥まった位置に所在していたこと、本件中央分離帯の幅が不相应に広くかつ地表高が低いことからすれば、本件中央分離帯には、注意喚起のための標識か反射板等を設置する必要があった。

エ 以上によれば、本件交差点及び本件中央分離帯には、通常有すべき安全性を欠いた瑕疵がある。

オ 後記被告の主張を争う。

(被告の主張)

上記原告の主張を争う。

- ア 本件街灯が故障していたことは認めるが、その余は争う。
 - イ 本件交差点付近には、自動車用信号機4機及び歩行者用信号機6機が設置されていたほか、北西角の〇〇病院、南西角のマンション及び工事業者のプレハブなど複数の光源があり、本件中央分離帯の存在を視認するに足りるものであった。
 - ウ 本件中央分離帯の位置は、本件車両のような左折車との接触を避ける意味で、むしろ適切な位置である。また、本件中央分離帯を視認できることは、本件再現実験においても確認されている。
- (2) 本件交差点及び本件中央分離帯の設置・管理の瑕疵と本件事故との間に相当因果関係があるか(争点(2))

(原告の主張)

- ア 上記(1)(原告の主張)のとおり、本件事故は、本件街灯の故障のために本件交差点内の視認性が悪かったことに加えて、本件中央分離帯の位置及び地表高の低さ並びに反射板等の設置がなかったことを原因として発生したものである。
- イ 後記被告の主張を争う。原告は、事故直後は曖昧な記憶であった信号の色について丁寧に思い出した結果、本件交差点を青色信号で左折したことを思い出し、そのように主張しているのであって、不合理に主張を変遷させているのではない。また、原告が本件事故の申告をしたのは平成30年10月18日であって、同年11月7日に申告したのではない。

(被告の主張)

上記原告の主張を争う。

本件事故は、以下のとおり、本件交差点の道路状況を視認すべき注意義務に違反した原告の一方的過失により発生したものである。

- ア 原告は、本件車両を運転して東西道路を西進し、本件交差点の東側入口にある停止線で赤色信号により停止し、その後青色信号に変わって低速で左折を開始した。したがって、本件交差点周辺の光源及び本件車両の前照灯により、本件中央分離帯を容易に視認することができた。
- イ 原告は、平成30年11月7日に本件事故を被告のB課に申告した際にも、同年12月17日の本件再現実験の際にも、本件交差点の手前で赤色信号により停止した旨供述しているところ、その後、不合理に主張を変遷させていることから、本件事故の状況に関する原告の主張は信用できない。

(3) 原告の損害(争点(3))

(原告の主張)

原告は、本件事故により、次のとおりの損害を受けた。

- ア 本件車両の修理費用：58万3023円
- イ 弁護士費用：5万8000円
- ウ 合計：64万1023円

(被告の主張)

上記原告の主張を争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実に加えて、証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 本件車両は、平成25年1月に初年度登録された自家用普通乗用自動車であり、車両のサイズは、長さ444cm、幅177cm、高さ155cmである。

原告は、平成30年8月に本件車両を購入したが、自動車検査証上の所有者は〇〇株式会社、同使用者は原告となっている。
- (2) 本件事故当時の本件交差点及びその周辺の状況
 - ア 南北道路の各車線の両端には、それぞれ幅約1.0mの路側帯があり、さらにその両端には、無蓋側溝又はガーターが設置されている。
 - イ 東西道路の東側部分の車線の両端には、それぞれ幅約1.1～1.2mの路側帯があり、さらにその両端には、無蓋側溝が設置されており、同西側部分の各車線の両端には、それぞれ幅約0.5mの路側帯があり、さらにその両端には、ガーターが設置されている。また、本件交差点の4角はいずれも隅切りがされており、本件交差点の南側の路側帯の線は、上記隅切りに沿ってカーブを描いている。
 - ウ 本件交差点の東側には横断歩道が設置されており、その約3.5m東側には停止線が設置されている。また、東西道路を東側から本件交差点に進入する車両に対して、「大型等右左折禁止（直進のみ可）」の標識が設置されている。
 - エ 本件中央分離帯の幅は約1.8m、高さは約27～28cmである。
 - オ 本件交差点の北東角付近には、被告のA課が管理する水銀灯である本件街灯が設置されていたが、いわゆる球切れの状態であった。
 - カ 本件交差点付近には、自動車用信号機4機及び歩行者用信号機6機が設置されていた。
 - キ 本件交差点の周囲の状況は以下のとおりである。
 - (ア) 北東には駐車場があり、本件交差点内を照らす光源は存在しない。
 - (イ) 北西には〇〇病院があるが、本件交差点に近い側の建物は浄化槽等の建物であって、本件交差点内を照らすに十分な光源は存在しない。
 - (ウ) 南東には取り壊し工事中の建物があり、本件交差点に沿って白い目隠し幕が設置されており、本件交差点内を照らすに十分な光源は存在しない。
 - (エ) 南西には建物があるが、大規模補修中で建物全体が防護シートで覆われていた。建物の南北道路沿いには駐車場の入口があり一定の光源が存するが、その位置は本件中央分離帯の南側である。
- (3) 本件事故の状況
 - ア 原告は、本件車両を運転して病院に行った帰り道に、東西道路の東側から本件交差点に差し掛かった。原告は、車を運転して同交差点を通るのは初めてであり、「大型等右左折禁止（直進のみ可）」の標識には気がつかなかった。なお、本件車両は、前照灯を点灯して走行していた。
 - イ 原告は、本件交差点東側の停止線で赤色信号のために本件車両を停止させ、信号が青色になると時速5～10kmの速度で左折を開始した。
 - ウ 本件車両が左折を開始した時点で、東西道路を対向直進してくる車両が1台あった外は、本件交差点の近辺を走行又は停止している車両はなかった。
 - エ 原告は、本件車両が斜めの状態で本件中央分離帯に乗り上げた時点で、本件中央分離帯の存在に

気がつき、本件車両は、ブレーキを踏まれることなくそのまま停止した。

(4) 本件事故後の経過

ア 原告は、平成30年10月18日、被告のB課を訪れ、本件事故のことを申告した。その際原告は、担当者であるCから事故状況について尋ねられ、おそらく赤色信号で一度停止して、その後ゆっくりとした速度で本件交差点を左折したが、本件中央分離帯は暗くて見えなかった旨を答えた。原告は、本件事故の関係書類を持って再度同課を訪れることになった。

イ 原告は、平成30年11月7日午後4時30分頃、被告のB課を訪れ、もう一人の担当者であるDに対し、修理見積書、本件車両の損傷写真、自動車検査証の写し、交通事故証明書等を交付した。原告は、本件街灯が切れていて暗かったこと、本件中央分離帯に反射板がなく見えなかったことなどを訴えて、被告による補償を求めた。Dは、回答まで1か月ほどほしいと伝えた上で、原告から事故状況を聴取した。その際原告は、東西道路を西進して本件交差点を左折するために、信号で止まった旨を答えた。

ウ Dは、平成30年11月8日、本件交差点を訪れ、本件街灯の球が切れていることを確認した。

エ 原告は、平成30年12月17日午後6時頃から、C及び担当係長とともに、本件再現実験を行った。本件再現実験においては、被告が用意した軽自動車をCが運転し、助手席に原告が、後部座席に係長が乗車した。係長は後部座席から動画を撮影した。Cは、原告の指示説明どおりに当該車両を運転し、本件交差点で赤色信号により停止し、その後発進して左折するという走行を3回にわたり繰り返した。

(5) 事実認定の補足説明

原告は、本件交差点で一時停止せずに青色信号に従って左折した旨主張する。

しかし、上記認定事実のとおり、原告は、C及びDに対し、本件事故の状況を説明した際、いずれも赤色信号により停止した旨を述べているし、本件再現実験においても、3回にわたる走行実験において、同様の指示説明をしている。また、原告の供述においても、対向直進車とすれ違ったから青色信号であったと思う旨述べるのみであり、信号を確認した状況の具体的な供述はない。したがって、上記(3)イのとおり認定した。

2 争点(1)について

(1) 本件街灯について

本件街灯は、被告のA課が管理する水銀灯であるが、本件事故当時、いわゆる球切れの状態で点灯していなかった。本件街灯は、その設置場所からして、本件交差点内を照らして夜間の視認性を向上させる機能を有すべきものであるところ、本件事故当時、この通常有すべき機能・安全性を有していなかったものと認められる。したがって、本件街灯の設置・管理には瑕疵がある。なお、周囲の他の光源等による本件交差点内の明るさは、次項の相当因果関係の問題であって、上記瑕疵の認定を左右しない。

(2) 本件中央分離帯について

本件中央分離帯の幅、地表高及び設置位置が関係法令に違反していることを認めるに足りる証拠はない。なお、本件交差点の形状からして、大型車両の場合には右左折時に本件中央分離帯に接触する可能性があり、そのために「大型等右左折禁止(直進のみ可)」の標識が設置されているものと推定できる。しかし、本件車両のサイズは、幅177cm、長さ444cmであるから、通常の左折方法(低速で左の路側帯に沿って左折する。)を履践していれば、本件中央分離帯に接触することはないものと認められる。また、中央分離帯に反射板等を設置すべき法令上の根拠は明らかではなく、本件事故の

原因は、次項のとおり、交差点内の暗さにあると認められる。

したがって、本件中央分離帯の設置・管理に瑕疵はない。

3 争点 (2) について

- (1) 前記前提事実、上記認定事実及び弁論の全趣旨によれば、①水銀灯である本件街灯は、本件事故当時、点灯していなかったこと、②本件交差点周辺には、本件街灯以外の街灯がないこと、③本件交差点周辺には、交差点内を照らすに十分な光源がないこと、④原告は、最初に被告に本件事故の申告をして以来一貫して、暗くて本件中央分離帯が見えなかった旨供述していることが認められる。
- (2) そうすると、交差点内を照らす唯一の街灯である本件街灯が点灯していなかったことにより、本件交差点内の夜間の視認性は大幅に低下していたものと認められ、暗くて本件中央分離帯が見えなかった旨の原告の供述も信用できるから、本件街灯の設置・管理の瑕疵と本件事故との間の相当因果関係を認めることができる。
- (3) 被告は、道路状況を視認すべき注意義務に違反した原告の過失を主張するが、この点は、次項の過失相殺において考慮すれば足りると解される。

4 争点 (3) について

(1) 過失相殺について

前記前提事実、上記認定事実及び弁論の全趣旨によれば、①本件事故当時の本件交差点内は、唯一の街灯である本件街灯が点灯していなかったために、夜間の視認性が大幅に低下していたこと、②本件車両は、前照灯を点灯していたものの、原告は、一貫して、暗くて本件中央分離帯が見えなかった旨供述していること、③原告は、「大型等右左折禁止（直進のみ可）」の標識には気がつかなかったこと、④原告は、本件交差点手前の停止線で赤色信号により停止したこと、⑤原告は、乗り上げるまで本件中央分離帯に気がつかなかったこと、⑥本件車両のサイズであれば、通常の左折方法により本件中央分離帯に接触しないで左折できたこと（原告は、本件中央分離帯に気がつかなかったために、前進しすぎてから左折を開始したものと認められる。）が認められる。

そうすると、前方注視不十分及び不適切な左折方法という原告の過失が大であり、過失割合は、原告7割、被告（本件街灯の瑕疵）3割と解するのが相当である。

(2) 損害について

前記前提事実及び上記（1）によれば、次の損害が認められる。

- ア 修理費用：58万3023円
- イ 過失相殺後：17万4906円
- ウ 弁護士費用：1万7000円
- エ 合計：19万1906円

第4 結論

よって、原告の請求は、主文第1項の限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。